

バウムガルデン『形而上学』第4部「自然神学」第1章「神の概念」第3章「神の意志」試訳

著者	石田 隆太, 檜垣 良成
雑誌名	筑波哲学
巻	26
ページ	108-122
発行年	2018
URL	http://doi.org/10.15068/00151062

バウムガルデン『形而上学』第4部「自然神学」第1章「神の概念」第3章「神の意志」試訳

著者	石田 隆太, 檜垣 良成
雑誌名	筑波哲学
巻	26
ページ	108-122
発行年	2018
URL	http://hdl.handle.net/2241/00151062

バウムガルテン『形而上学』第4部「自然神学」 第1章「神の概念」第3節「神の意志」 試訳

石田 隆太／檜垣 良成¹

はじめに

本稿は、アレクサンダー・ゴットリーブ・バウムガルテンによる『形而上学』第4部第1章第3節の試訳である。『形而上学』第4部「自然神学」第1章「神の概念」は第1節「神の存在」²、第2節「神の知性」³、第3節「神の意志」に細分化されており、この最後の第3節の試訳が本稿である。

第2節の試訳の「はじめに」においても試みたように、西洋近世以降のスコラ学の系譜上にいるバウムガルテンと、西洋中世のスコラ学の代表者の一人であるトマス・アクィナスをここでも対照させてみることにしよう。トマスの『神学大全』第1部第19問題第1項では神に意志があるのか否かが問題とされている⁴。その主文における議論の大筋は、最初に意志が知性に随伴することが説明され、次に神には知性があることが確認されることにより、神に意志があることが論証されるというものである。意志が知性に随伴することは次のようにして示される。自然の事物が現実態においてあることを自分の形相によって保持しているのと同様にして、知性は現実態において知解するものであることを自分の可知的な形相によって保持している。ところで、自然の事物は自分の自然本性的な形相に対して次のような関係を有している。すなわち、その事物が自分の形相を保持していない時はその形相に向かい、自分の形相を保持している時はその形相において安らぎを得るという関係を有している。このようにして向かったり安らぎを得たりする点において自然本性的な善を見出すことができる。同様にして知性も、知解対象となるものを保持してい

¹ バウムガルテンの本文の訳は基本的に2人の合議によるものであるが、それ以外に関しては、担当者をI（石田）、H（檜垣）の略記によって示した（I）。

² この第1節の部分の試訳としては、檜垣良成・石田隆太「バウムガルテンの「神」概念——『形而上学』第4部「自然神学」第1章「神の概念」第1節「神の存在」試訳」（『哲学・思想論集』第42号、2017、19-30頁）がある（I）。

³ この第2節の部分の試訳としては、石田隆太・檜垣良成「バウムガルテン『形而上学』第4部「自然神学」第1章「神の概念」第2節「神の知性」試訳」（『筑波哲学』第25号、2017、72-82頁）がある（I）。

⁴ 『神学大全』の原文としてはレオ版（*Opera omnia iussu Leonis XIII P. M. edita*, t.4, Romae 1888）を参照した（I）。

ない時はそのものに向かい、そのものを保持している時はそのものにおいて安らぎを得る。このようにして向かったり安らぎを得たりするという働きこそ意志に属するものである。このようにして意志が知性に随伴することが説明されている。ところで、神に知性があることは既に『神学大全』第1部第14問題第1項で論じられていた。それゆえ、神には知性があり、知性には意志が随伴するのだから、神には意志があることになる。

それでは、バウムガルテンは神における意志の存在をどのように説明しているだろうか。その詳細については「試訳」に譲るが、ここでは主要なステップのみを記しておくことにしたい。まず§ 890では、最高の「気に入る」〔*complacentia*〕および「気に入らなさ」〔*displacentia*〕を神において見出せることが確認される。このことに基づいて、神があらゆるものに対して「どうでもよい状態にある」〔*indifferens*〕ということは決してないこと (§ 891)、そして、神の気に入るによっては最も純粋な「快」〔*voluptas*〕が自身から汲み出され、また神の気に入らなさは最高の快を妨げるものではないということが確認される (§ 892)。以上を踏まえて、神において意志があることを直接述べる§ 893に移行することになる。そこで最初に議論されているのは神の「自由な知」〔*scientia libera*〕である。神の自由な知は基本的にこの世界に関する神の知のことである。この知は、それ自体では必ずしもこの世界のみ関わる知である必要はないが、まさに神の力によってこの世界の自由な知として存在している。それゆえ、神はこの世界に関する自由な知が現実化するように自分の力を規定したことになる。このような力の規定こそ欲求であり、またそうした規定に対立することを欲求することが忌避である (cf. § 663)。ところで、神の欲求および忌避は感覚的なものではないが、欲求および忌避は認識に後続するものである。それゆえ、知性的な（しかも全知の）認識に後続する欲求および忌避、すなわち意志および非意志（しかも最高の意志および非意志）が神においてあることになる。

興味深いことに、トマスの議論では意志が知性に随伴することに多くの説明が割かれているのに対して、バウムガルテンの議論では欲求および忌避が神においてあることそのものが最初に示されている。たしかにバウムガルテンにおいても欲求および忌避が認識に後続するという論点は議論の要になっている。さらに言うなら、知性的な事柄（すなわち、バウムガルテンによる議論では神の自由な知）から意志という欲求に関する事柄を説明しようとする方向性もトマスとの共通点である。しかしながら、神がまさに自分の力によって自由な知をこの世界に関するものとして

規定したという論点は、少なくとも上で確認したトマスの議論には見られない。ここではこの点を指摘することにとどめておくことにして、導入の代わりとしたい (I)。

試訳

『形而上学』第4部「自然神学」第1章「神の概念」第3節「神の意志」⁵

§ 890.

神はあらゆるもののあらゆる完全性または不完全性を最も判明に直観する (§ 889, 871)。神においてあるものは何であれ、最大の根拠 [ratio] である (§ 23, 812)。したがって、諸々の完全性または不完全性の直観は神においては最大度に生きたものである (§ 669, 873)。それゆえ、最高の (§ 812) 気に入り [complacentia] および気に入らなさ [displacentia] が神に適している (§ 655)。

§ 891.

神の気に入りと気に入らなさは、最も真なるもの (§ 880)、最も判明なもの (§ 870)、最も根拠づけられたもの (§ 822) でなければならぬものである。神は何らかの物に対して全体的にどうでもよい状態にある [indifferens] のでは決してなく (§ 653)、部分的にどうでもよい状態にあるのでも決してない (§ 654)。神は快も、不快も (§ 656)、欲求も、忌避も、感覚的なものとしてもたず、衝動も、嫌悪も (§ 677)、欲動も (§ 678)、快も、不快も、仮象的なものとしてもたない (§ 655)。

§ 892.

神はみずからを、単によいものとして、最善で最も聖なるものとして、最も判明に

⁵ *Metaphysica*, 1739 Halle. 2. Auflage, 1743. 3. Auflage, 1750. 4. Auflage, 1757 (In: *Kant's gesammelte Schriften*, herausgegeben von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften Bd.XVII). 5. Auflage, 1763. 6. Auflage, 1768. 7. Auflage, 1779 (Reprint: Hildesheim 1973). 本稿では、カントが使用した第4版を底本とする。frommann-holzboog から出版された Günter Gawlick と Lothar Kreimendahl による全パラグラフの羅独対訳版 (*Metaphysica*, übersetzt, eingeleitet und herausgegeben von Günter Gawlick und Lothar Kreimendahl, Stuttgart-Bad Cannstatt 2011)、および、Courtney D. Fugate と John Hymers による批判的英訳 (*Metaphysics, A Critical Translation with Kant's Elucidations, Selected Notes, and Related Materials*, translated and edited with an Introduction by Courtney D. Fugate and John Hymers, London, New York 2013) を参照した (H)。

直観するのだから (§ 866, 828)、みずからから最も純粋な快を汲み出す (§ 661)。これは神のみずから自身における最高の安らぎである (§ 682)。典型的な神学は最も好ましいものである (§ 866)。神はいかなる物からも純然たる不快をもたない (§ 891, 661)。神のあらゆる気に入らなさおよび気に入りは不可変的である (§ 839)。したがって、神はつかのまの快や不快を知らず (§ 662)、何も自身には煩わしくない (§ 658)。また神の最高の気に入らなさは最高の快を何らかの仕方で曖昧にするのではなく (§ 870)、また自身の外にあるものは何であれ神において何らかの快ないし不快を現実化することはできない (§ 851)。

§ 893.

神においてはこの世界の自由な知があるが、それにもかかわらず、その知はいかなる世界のものでもないことも他の世界のものであることもありうる (§ 881)。それにもかかわらず、神の力によってでなければ、神においてこの世界の自由な知は存在しない (§ 851, 197)。それゆえ、いかなる世界でもないものの自由な知ではなく、他の世界の自由な知ではなく、この世界の自由な知を現実化するために神はみずからの力を規定した。それゆえ、神は欲求し忌避する (§ 663)。ところで、神は感覚的には欲求せず忌避しない (§ 891)。それにもかかわらず、神の欲求および忌避は認識に後続する (§ 668, 822)。それゆえ、神は意志し意志せず、最高の (§ 812)、すなわち最高の全知に最も完全に後続する (§ 668, 889)、意志および非意志をもつ (§ 689)。

§ 894.

知性の数学的な認識に後続する、すなわち欲求されるべきものどもにおけるよさ [bonitas] の判明に認識された度に従って欲求し、忌避されるべきものどもにおける不完全性の判明に認識された度に従って忌避する **意志または非意志** [voluntas noluntasve] は、**知性に比例的なもの** [proportionalis intellectui] *) であり、もしそれがあるのと同じほどによいまたはわるい物を確立させるとするなら、**意志または非意志** [voluntas noluntasve] は**諸客観に比例的なもの** [proportionalis obiectis] **) である。それゆえ、完全性と不完全性の諸々の度の最も判明で最高に不可謬な認識に後続するかぎり (§ 879, 883)、最高の (§ 812) 比例性が神の意志および非意志に適している (§ 893)。

*) Wollen und Nicht-Wollen, so der Einsicht des Verstandes. **) so den Gegenständen

angemessen.

§ 895.

神は、意志するかぎりで (§ 893)、活動する [agere] (§ 210)。神のあらゆる活動は活動する神にとって内的な充足的原理に依存しうるし (§ 833)、依存している (§ 851)。それゆえ、自発性が (§ 704)、しかも最多最大の活動にとって充足的であるかぎりでは (§ 706, 832) 最高の (§ 812) 自発性が、神の諸活動および神自身に適している。神の最大度に自発的な諸活動は内向的であるか、外向的であるかだろう (§ 211)。

§ 896.

神は内的で絶対的な強制 [coactio] (§ 710, 702) および自然学的な強制 (§ 710, 859) から自由であり、外的で実在的な強制だけでなく観念的な強制 (§ 707, 851) から自由であり、だからまた、何かに即した暴力 [violentia] による意に反した諸活動に対する (§ 714) 理由 [motivum] の (§ 726) 道徳的な強制 (§ 723) から自由であり、諸々の魅惑、脅し、勧告、諫止、恐喝 (§ 728) から自由である。

§ 897.

あらゆる活動は神の支配のうちに定立されている (§ 708, 859)。それゆえ、もし或る種の活動およびそれに対立する活動の両者が何であれそれ自体において可能であるなら (§ 15)、すなわちもし或る種の活動がそれ自体において偶然的であるなら (§ 104)、したがってそれ自体において偶然的な対立する活動をもつなら (§ 104)、両者は神の支配のうちに定立されている。それゆえ、それ自体において偶然的なあらゆる活動は神にとって、執行に関しては [ratione executionis] 自由であり、行いの遂行 [exercitium actus] に関してはどうしてもよいものである (§ 708)。なぜなら、神の観点では、両者の自然学的な可能性は最高だからである (§ 844)。したがって、この宇宙の現実化、それともいかなる宇宙も現実化しないこと、それとも他の宇宙の現実化は、執行に関しては神にとって自由であった (§ 835)。こうした現実化は、行いの遂行に関しては、最も不完全な世界に対してだけではなくて、最善の世界に対しても、どうしてもよいことであつたし、また同じことがどうしてもよいことであるし、どうしてもよいことであるだろう (§ 849)。

§ 898.

神は活動することにおいて好みに従って、しかも判明な好みに従って (§ 893)、みずからを規定するのだから (§ 893, 712)、自由 (§ 719) を、しかも最高の (§ 812)、すなわち最も判明な好みに従って最多最大の活動を現実化する自由 (§ 725) をもつ。

運命論 [fatalismus] は、神の自由を廃棄する見解であり、誤りである。

§ 899.

神は最も自由に意志する (§ 898)。それゆえ、よいものを意志する (§ 719, 665)。神は最も自由に忌避する (§ 898)。それゆえ、わるいものを忌避する (§ 719, 665)。よいものの意欲あるいは愛、わるいものの憎しみあるいは非意欲は、1) 神があらゆるよいものを愛しあらゆるわるいものを憎むかぎりでは (§ 898, 889) 外延的に、2) それらのものが永遠であるかぎりでは (§ 849) 拡張的に、3) それらのものが最も比例的であるかぎりでは (§ 894) 内包的に、神において無限なものである (§ 844)。外延的に無限な神の意欲または非意欲は、神において死んだ単なる思弁的な知がありえないがゆえに (§ 873)、1) 単純な知解の、普遍的な諸客観へと導かれる。その諸客観は私たちに諸概念 [notio] を提示し、またその諸概念において、それに対して神が全体的にどうしてもよい状態にあることができない (§ 891) よいまたはわるいものに属するものを何であれ提示する。2) 中間知の、他の宇宙の現実的な諸客観へと、3) 自由な知の諸客観へと導かれる (§ 874-876)。**神の意志** [voluntas dei] は、自由な知の諸客観、すなわちこの宇宙の現実的なものどもを欲求するかぎりで、**帰結的** [consequens] *) と言われ、他の宇宙の普遍的で現実的なものどもへと導かれるかぎりで、**先行的** [antecedens] **) と還元によって言われる (§ 826, 695)。前者は作動的 [efficiens] であり (§ 671)、両者とも結果をもたらすもの [efficax] であるが、先行的なものも結果をもたらすものであるのは、それが真剣なものであるからだけではなくて、決心の諸理由のうちにあるからでもある (§ 675)。

*) der nachfolgende. **) der vorhergehende Wille Gottes.

§ 900.

その諸動因が包括されえないものである**意志** [voluntas] は**探究しつくされえない** [imperscrutabilis] *)。ところで、神の意志の諸動因は自身の最も判明な好みであり (§ 898)、したがって、私たちにとっては包括されえない (§ 862)、神にとって内的な完

全性である (§ 37)。神の或る種の諸理由を区別の或る度において把握するものは、神の意志を探究しつくしていない (§ 862)。したがって、神の諸理由の或る知解を志向するものも、神の意志をみずからにとって探究しつくされうるものとして創作しない (§ 664)。意志の確実な動因がより多ければ多いほど、その諸動因が充満しては認識されえなければされえないほど、意志はそれだけ探究しつくされえない (§ 160)。したがって、神の意志が私たちにとっては最大度に (§ 812) 探究しつくされえないと言われる場合、1) 神の最多の理由が充満しては認識されないこと、2) その諸理由のいずれのものも私たちの包括から最多に離れてあることを私たちは考える (§ 862, 898)。

*) ein unausforschlicher Wille.

§ 901.

自由な**活動**の [actionis]、みずからの根拠との、したがって道徳的な (§ 723) 法 (§ 83) との適合性 [conformitas] は、その**正当性** [rectitudo] *) であり、それゆえ、神の最も自由なあらゆる活動 (§ 898, 725) は、道徳的な (§ 723) 最善の (§ 822) 法：「最善のものは最善のものと自由に結ばれる」 [Optimum libere iungatur optimo] との最高の適合性をもつかぎり (§ 176)、最も正当である。神の意志には最高の正当性が、道徳的な (§ 723) 聖性 (§ 828) が適している (§ 899)。

*) Richtigkeit einer Handlung, oder Gesetzmäßigkeit.

§ 902.

神の最も自由な諸活動は、その諸活動の反対がそれ自体において可能であるかぎり、絶対的に必然的ではない (§ 102)。神の世界に対する外向的なあらゆる活動 (§ 854, 211) はそれ自体において可能な反対をもつ (§ 361)。したがって、その諸活動のいかなるものも絶対的に必然的ではない。また、神の最も自由なあらゆる活動の反対が神の全能によって現実化されうるのだから (§ 897)、その諸活動のいかなるものも、だからまた世界に対する神の何らかの活動も、神にとって自然学的に必然ではなく (§ 469, 859)、だからまた何らかの活動が道徳的に必然である——あたかも自由 [という能力] によって何らかの活動の反対が神にとって自然学的に不可能たらしめられるであろうような意味で——のでもない (§ 723)。それにもかかわらず、神の最高の自由はみずからを常に最も正当に規定するのだから (§ 901)、神のあらゆる活動は、道徳的に最も聖なるものであるかぎり、道徳的に必然である (§ 723, 724)。

§ 903.

慈善 [bonitas] *) (恵み深さ) とは別のものに対してよく行おうとする意志の規定である。**善行** [beneficium] **) とは慈善から生じた、別のものにとってより有用な活動である。最小の慈善とは、唯一の最小なものに対して、すなわち最小にふさわしいもの [dignum] に対して一なる最小のよいものを向ける意志の最小の性向ないし態勢であるだろう (§ 161)。それゆえ、よりよくより多くのより大きな善行を、より多くのよりふさわしい者どもへと向けることを慈善が欲求すればするほど、慈善はより大きい (§ 160)。善行はより大きなよいものである (§ 336, 187)。

*) Güthigkeit. **) Wohlthat.

§ 904.

神は他のものどもに向けられるべき善行を意志する (§ 903, 899)。それゆえ、神は最高に (§ 812) 恵み深い (§ 903)。神を最も恵み深いと私たちが言うかぎり、無限に永遠に (§ 899) 不可変的に (§ 839) 愛するものは最多最大の善行を最多で最もふさわしいものどもに向けるということを私たちは崇拜する (§ 903)。

§ 905.

人間たちの愛は**人間愛** [philanthropia] *) であり、愛されたものの応報的で [mutuus] 付き合いのとれた愛を意志する愛は**熱愛** [zelotypia] **) であり、それらは慈愛、好意、恩情、寛容とともに神において普遍的で最大である (§ 684, 904)。また恒常的で内包的な愛は**誠実さ** [fidelitas] ***) であるのだから、永遠に無限に愛する神は最高に誠実である (§ 904, 812)。

*) Menschen-Liebe. **) Liebes-Eifer. ***) Treue.

§ 906.

諸々のペルソナないし精神に対して比例的な慈善は**正義** [iustitia] *) である (cf. E. § 317) ⁶。最小の正義は、最小に明晰で、最小に確実で、最小に生きた最小の数学的な

⁶ Cf. 「もし各人にみずからのものをあてがう習態が**正義** [iustitia] と言われるとするなら、それは自身に課せられた諸々の義務を遵守するいずれの者にとっても徳であるだろうし、みずから**法理** [ius] に適合し、自身にとって遵守されるべき諸々の法の総括に適合する**普遍的な**

認識に後続する最小の慈善であるだろう (§ 903, 161)。それゆえ、1) より内包的に、2) より多くの、3) より大きな善行を、4) より多くの者に対して、認識された精神における完全性または不完全性の度に従って向けることを愛すれば愛するほど、5) より明晰に、6) より確実に、7) より熱烈に、その度が認識されていなければならないほど、正義はより大きい (§ 903, 160)。神は最高に (§ 812) 正しい [iustus] (§ 904, 894)。神を最も正しいと言うかぎりで、各々すべての精神において出会う完全性または不完全性の度の、最も判明で、不可謬で、最大度に生きた認識に従って、最多最大の善行を最多の者に向ける準備が最もある、最も比例的な (§ 894)、神の最高の慈善 (§ 904) を私たちは崇拜する。

*) Gerechtigkeit.

§ 907.

褒美 [praemium] *) (褒賞) とは、道徳的なよいもののゆえにペルソナに向けられた偶然的なよいものである。諸々の褒美を向けることにおける**正義** [iustitia] は**褒賞的** [remuneratoria] **) であり、その正義を、あらゆる精神のあらゆる道徳的なよいものに従って、最小の道徳的なよいものにさえ従って、最も比例的な諸々の褒美を向ける準備が最もあるものとして敬うかぎりで、最高のものとして私たちは神において崇拜する (§ 906, 812)。

*) eine Belohnung, Lohn. **) Belohnungs-Gerechtigkeit.

§ 908.

罰 [poena] *) とは道徳的なわるいもののゆえにペルソナに課された偶然的なわるいものである。或る種の**諸々の罰** [poenae] だけではなくて**褒美** [praemia] も、罪の本質や罪を犯すものの本性から、あるいは道徳的なよいものの本質やよく活動するものの本性から充足的に把握されうるものであり、それらは**自然なもの** [naturalia] であるだろう。或る種の**諸々の褒美** [praemia] は、それらに向ける別のものの随意欲求から

[universalis] 習態であるだろうが、その正義に対して倫理学全体が拘束されている (例えば、§ 1)。あるいは正義は、残りの人々の各人にみずからのものをあてがう**個別的な** [particularis] 習態であるだろうが、それは、自然の法理にみずからのものを即座にあてがうことができるものであり、**外的な** [externa] **正義** [iustitia]、徳、高潔さであるか (§ 300)、あるいはみずからの倫理的なものを即座にあてがうことができるものであり、**内的な正義** [iustitia interna]、人間たちに対して比例的な慈善であるかである (M. § 906) (バウムガルテン『哲学的倫理学』第1部第3章第3節 § 317) (I)。

でなければ充足的に把握されえず、それらは**随意欲求的**〔arbitraria〕**)である。或る種の諸々の罰は、罰する別のものの随意欲求からでなければ充足的に把握されえず、それらは**随意欲求的**〔arbitrariae〕***)である。

*) Strafe. **) willkürliche Belohnungen. ***) Strafen.

§ 909.

それにおいて道徳的なわるいものどもがあるものは、**罪あるもの**〔peccator〕*)である。それにおいて或る種の道徳的なわるいものどもがあらぬものは、それらの観点では、**広義の罪なきもの**〔innocens latius dictus〕**) (潔白なもの)である (cf. E. § 319) ⁷。罪あるものは、他の点で等しい場合、罪なきものほどによいものであるのではない (§ 187)。それゆえ、それほどにそれは最も比例的な慈善によって愛されるのでもない (§ 906)。それゆえ、神は、罪あるものには向けることを意志しない或る種の諸々の善行を罪なきものに向けることを意志する (§ 904)。罪あるものに向けられるべきではないこれらの善行に対して神はどうでもよいのではなく (§ 891)、したがって、最も判明な好みに従って、それらを罪あるものに向けることを忌避する (§ 898, 669)。それゆえ、神はそのような善行の反対を意志する (§ 663, 690)。諸々の善行の反対はわるいものであり (§ 81, 903)、しかもそれらは偶然的なものである (§ 146)。それゆえ、神は、罪あるものに課されるべき道徳的なわるいものども、すなわち諸々の罰のゆえに、或る種の偶然的なわるいものどもを意志する (§ 908)。

*) ein Sünder. **) der Unschuldige in weiterer Bedeutung.

§ 910.

諸々の罰を課することにおける**正義**〔iustitia〕は**懲罰的**〔punitiva〕*) (報復的なもの、復讐者、報復者、ネメシス)であり、懲罰的正義は神に適しており (§ 909)、しかもその正義は、罪あるあらゆるものあらゆる罪を最も比例的に罰することに対して準備が最もあるものであるかぎり (§ 906)、最高のものである (§ 812)。**哲学的ディッペル主義**〔dippelianismus philosophicus〕は、神の懲罰的正義を廃棄する見解であ

⁷ Cf. 「内的にも外的にも誰も傷つけない習態は**罪のなさ**〔innocentia〕であり、より先なるものは**狭義の**〔strictius dicta〕**内的な**〔interna〕罪のなさであり、より後なるものは狭義の**外的な**〔externa〕罪のなさである。それに対して、**広く**〔latius〕とられた罪のなさは、責めから自由な徳である」(パウムガルテン『哲学的倫理学』第1部第3章第3節 § 319) (I)。

り、誤りである。

*) die Straf-Gerechtigkeit.

§ 911.

自然な褒美の反対は自然な罰であり、随意欲求的な褒美の反対は随意欲求的な罰である (§ 908)。それゆえ、神の褒賞的正義が諸々の随意欲求的な褒美を分配する一方で、報復的正義は諸々の随意欲求的な罰を負わせる (§ 907, 909)。諸々の自然な罰そのものは、その随意欲求なしには罪を犯すものの本性が充足的根拠をもたないであろうものの観点では、随意欲求的である (§ 908)。同等の根拠が諸々の自然な褒美に関してある。

§ 912.

精神の外に定立され精神の繁栄 [prosperitas] または悲惨 [miseria] と共起する諸原因の総括は**よい** [bona] ない**わるい** [mala] **運** [fortuna] *) であり、運によって現実化されているものどもは**運によるもの** [fortuita] **) であり、しかもそれらは偶然的である (§ 147, 787)。道徳的なよいものどものゆえに精神に向けられたそのようなよいものどもは褒美であり (§ 907)、またそれらは、神の随意欲求に基づいてでなければ、充足的に認識されるべきではなく (§ 854)、随意欲求的である (§ 908)。精神に課された、運によるわるいものどもは**運がないもの** [infortunia] ***) である。道徳的なわるいものどものゆえに精神に課された、運がないものどもは罰であり、またそれらは、神の随意欲求に基づいてでなければ、充足的に認識されるべきではなく (§ 854)、随意欲求的な罰である (§ 908)。

*) gutes und böses Glück. **) Glücks-Fälle. ***) Unglücks-Fälle.

§ 913.

奇跡的で超自然的な諸々の褒美や罰はそれ自体において (§ 475) や仮定的に (§ 860) 神の全能にとって (§ 833, 834) 可能なものであり、随意欲求的であるが (§ 908, 898)、やはりそれだけが随意欲求的であるわけではない (§ 911, 912)。

§ 914.

出来事において実在的で積極的なものに属するものは何であれ、**出来事**の [eventus]

遠く離れた質料的なもの [materiale remotum] *) と言われ、汎通的な規定は出来事の**最も近い質料的なもの** [materiale proximum] **) と言われ、そして有限なものどもにおいて出来事にとって否定的なものに属するものは何であれ、出来事の**形相的なもの** [formale] ***) と言われる。したがって、わるいものどもは、だからまた諸々の罰 (§ 908) も、同時に質料的にかつ形相的に考察され、そして、厳密にあるいは形相的にとられたあらゆる有限なもののように、一部はよいものであり、一部はわるいものであり (§ 264)、無限な仕方、よいものであるかぎりでは神から愛され、わるいものであるかぎりではそれらを神は憎むのか (§ 899)、それとも、それらは遠く離れた質料的なものに関しては質料的にのみ考察され、そして積極的で実在的なものであり、神の愛の客観であるのみであるのか (§ 899)、それとも、それらは形相的にのみあるいは最も近い質料的なものと同様に形相的なものに関して考察され、そして狭義の否定性であるかあるいは欠如であるか (§ 137) でなければならぬものであり、そして神の憎しみの客観であるのみであるのかである (§ 899)。

*) das bejahende. **) die gänzliche Bestimmung. ***) der mangelhafte Schranken einer Begebenheit.

§ 915.

神は懲罰的正義によって (§ 910) 罰の遠く離れた質料的なものを意志し、そして最も近い質料的なものにおいて実在性に属するものを何であれ意志するのに対して、形相的なものは意志しない (§ 914)。ところで、それに対して、諸々の罰が罪あるこのものに生起すること、他のものではなくて諸々の罰が最も比例的であるものに生起することは実在性である (§ 36, 909)。それゆえ、神はこの実在性を意志する (§ 899)。したがって、また、偶然的なわるいものども (§ 146) の区別は、だからまた罪あるものども (§ 788) の区別だけではなくて諸々の罰 (§ 908) の区別も、欠如的なものどもと積極的なものどもへと (§ 525) 判別されるべきである。

§ 916.

気長さ [longanimitas] *) (審判の忍耐) とは最善だと見られた機会によって罰する正義であるしかない。神は、あらゆる罰の最善の好機を不可謬的に知るので (§ 889, 879)、いずれの罰のこの最も近い質料的なものをも、それが実在性であるかぎり (§ 36)、最も比例的に意志するだろう (§ 894, 914)。したがって、神は最高に気長であ

る。

*) Langmuth, und richterliche Geduld.

§ 917.

不偏性 [impartialitas] とは仮象的な諸々の刺戟に基づいて決定することからの忌避である。神において刺戟は決して可能ではなく (§ 898)、ましてなおさら仮象的な刺戟は可能ではなく (§ 889, 12)、また諸々の刺激に基づいた決心だけではなくて諸々の刺激も神の最も聖なる意志が忌避するであろうかぎりで (§ 902)、神は最も不偏である。

§ 918.

不偏な正義は**公正さ** [aequitas] *) である。最も正しく (§ 906) 最も不偏な (§ 917) 神は最も公正である。

*) Billigkeit.

§ 919.

実直さ [sinceritas] *) とはみずからの心 [mens] を示す [significare] ことにおけるよさである。そして、最高の知恵がみずからの心 [mens] をそれらに対して示すことを勧告するところのあらゆるものに対して、そして最高の知恵がみずからの心 [mens] を示すほどに、神が最も適応した諸々のしるしによって示すのに最も準備があるかぎりにおいて (§ 884-888)、この正直さは神において (§ 904) 最高のものである (§ 812)。

*) Aufrichtigkeit.

§ 920.

正直さ [veracitas] *) とは発話における実直さである。それゆえ、発話を通じて神の心 [mens] を示すことを神の知恵は最善だと判断するのだから、神は最も正直である (§ 919)。

*) Wahrhaftigkeit.

§ 921.

最小の本性の最小の継続は最小の生であっただろう。より大きな本性の、より大き

な継続があればあるほど——最も完全な本性の最大最高の継続があるところまで——生はより大きい (§ 430, 161)。神には最高の生があてがわれるべきである (§ 859, 850)。

§ 922.

神の最大の生は、自身の本質 (§ 816) であり存在 (§ 823, 780) であるがゆえに、絶対的に必然的であるのだから (§ 921)、神は不死であるだけではなくて、「それだけが」 [*solus*] 絶対的な「不死性をもつ」 [*habet immortalitatem*] (§ 781)。

§ 923.

形而上学のおよび自然学的な最高の完全性とは道徳的な最高の完全性が、神の最高の正当性を通じて (§ 901) 神において結合されており (§ 806, 859)、それらを神は最も判明に意識しているが (§ 866)、そこから最高の快を享受しているので (§ 892)、神は最も至福である (§ 787)。

§ 924.

神が最高に (§ 812) 幸福であるのは (§ 923, 787)、1) あらゆる道徳的な腐敗 [*corruptio*] および悲惨が神からは離れてあるだけではなくて (§ 813)、それが神においては、自然学的に (§ 859)、あるいは道徳的に (§ 902) 決してありえず、2) 依存することなくそれ自体で [*a se*] (§ 851)、3) よいものどもの直観のあらゆる変化だけではなくてよいものどもそのもののあらゆる変化なしに神が最も幸福であるかぎりにおいてである (§ 839)。

§ 925.

他のものより完全な有はその他のもの**より上位のもの** [*superius*] *) である。神は最上の精神であり (§ 889, 796)、**超世界的な有** [*ens supramundanum*] **) である。それは、神が或る世界全体よりも大きな完全性をもつかぎりにおいてであり、その世界が最善であってもそうである (§ 361, 843)。また互いの外に定立された複数の最も完全な有は不可能であるのだから (§ 846)、神は絶対的に最高の有である。

*) *etwas höheres.* **) *etwas über die Welt erhabenes.*

(いしだ・りゅうた 日本学術振興会特別研究員 PD/
慶應義塾大学文学部訪問研究員)
(ひがき・よししげ 筑波大学人文社会系教授)

※本稿は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費：17J00136（石田）および基盤研究
C：15K01984（檜垣））による研究成果の一部である。

※本稿の作成にあたっては、新井洸樹、河村雄輝の両氏から協力を得た。記して感謝
したい。